

今後のICT分野における国民の権利保障等の  
在り方を考えるフォーラム（第9回会合）

1. 日時：平成22年10月6日（水）17：00～18：25
2. 場所：総務省省議室
3. 出席者：

（1）構成員（座長を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、上杉 隆、音 好宏、木原 くみこ、工藤 泰志、宍戸 常寿、中村 伊知哉、服部 孝章、羽石 保、堀 義貴、丸山 伸一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

金田 新（代理出席）、河合 久光、嶋 聡（代理出席）、長尾 毅（代理出席）、福田 俊男（代理出席）

（3）総務省

森田大臣政務官

4. 議事

利用者等の基本的権利について

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので、「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の第9回の会合を開催させていただきます。

本日の会合も、これまでと同様に完全に公開ということで行わせていただいております。

本日は、長谷部座長代理、宇賀構成員、後構成員、楠構成員、黒岩構成員、郷原構成員、五代構成員、重延構成員、根岸構成員、浜井構成員、深尾構成員、三浦オブザーバがご欠席と伺っております。

また、小野寺オブザーバの代理で長尾渉外・広報本部長に、孫オブザーバの代理で嶋社長室長に、広瀬オブザーバの代理で福田専務理事に、福地オブザーバの代理で金田専務理事にそれぞれご出席いただいております。

皆様ご存じのとおり、先般の内閣改造に伴いまして、片山大臣、そして情報通信分野の担当として平岡副大臣、同じく森田政務官がご就任になりました。あいにく本日は、片山大臣及び平岡副大臣がご公務のため、それぞれご欠席と伺っております。また、森田政務官は、ご公務の関係で途中でご退席の予定と伺っております。

それでは、議論に入る前に、森田政務官から一言いただけますでしょうか。お願いいたします。

**【森田大臣政務官】** ご紹介いただきました、総務大臣政務官の森田でございます。9月下旬の内閣改造に伴いまして、大臣政務官の任をいただきました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。また、本日は片山大臣、そして担当の平岡副大臣ともに公務のために欠席させていただいておりますので、総務省から私が発言させていただきたいと思ひます。

まずもって、皆様方には、昨年12月の第1回会合以来、大変ご尽力いただきましたこと、心から御礼申し上げたいと思ひます。ICT分野におきます国民の権利保障等の在り方に関して、大変幅広い観点からご議論いただきまして、改めて心から感謝を申し上げたいと思ひます。もう8回終わりました、今回9回目ということで、取りまとめの段階に入ってきているものと伺っておりますが、今回におきましても忌憚のないご意見を賜りたいと思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

**【濱田座長】** どうもありがとうございました。

それでは、早速議論に移りたいと存じます。その前に、前回事務部構成員から、「情報7days ニュースキャスター」について、BPOが議論している最中に、なぜ行政指導が行われたのか、そういうご質問がございました。行政指導については、全般については前回は説明いたしました。この案件については、前回私のほうで総務省に確認するということを申し上げておりました。その件で、私からその状況をお話し申し上げたいと思ひます。

お手元に資料があるかと存じますが、今ご紹介したようなご発言が事務局構成員からあったということで、この枠の中に囲まれております。この案件は、清掃車が道路清掃をやっているというシーンなんです。ふだんブラシを上げずに清掃を中断していない交差点、交差点もそのままちゃんとやっていたわけですが、番組スタッフの依頼によって、番組のために清掃車がブラシを上げて清掃を中断した状態で、その国道部分だけを通過する、そういう作業風景を撮影した映像をもって、二重行政の象徴的な事例だということで放送したということです。ただ、それについて事実関係が、今のようなことで違っていたというわけですね。

BPOの動きと総務省の動きについて、ここに時系列で書いておられますが、4月11日に問題となった番組が放送された。そして、4月25日におわび放送がされた。そして5月15日に、BPOの放送倫理検証委員会が開催された。その後これはホームページに掲載されておりますけれども、そこでは、改めて同局に質問書を出す。その回答を受けた上

で、引き続き検討ということになったようです。で、6月5日に、TBSに対して行政指導が行われた。6月10日に、先ほどの5月15日の検証委員会の議事概要が公表された。こういう経緯をたどっているようです。BPOの検証委員会では、ここにありますように、その後6月12日に、審議入りするかどうかという討議をし、7月10日に、最終的に審議入りしないという結論を出したということです。

この経過からしますと、結局BPOの検証委員会でこの案件が議論され始めたということ、この6月5日の総務省からの行政指導の段階で、総務省が承知していなかったということがあるようでございます。BPOの放送倫理検証委員会の議事概要の公表が6月10日ということですので、この時点に正式に詳細を知るという状況にあったということかと思えます。

服部構成員は、5月15日の検証委員会の議論に参加なさっていたので、自分たちがどうしようか考えているところで、6月5日に行政指導が行われたということで、どうなっているんだというふうに思われたのではないかと思います。総務省に確認すると、こういう経緯のようで、6月10日以降、どういう議論が5月15日に行われたかということが確認できる状況になっていたということかと思えます。そういう意味では、少し情報のギャップといいますか、エアポケットというか、その部分でこういう形で事柄が動いてきたという状況のようでございます。

とりあえず私が時系列で確認したのは、以上のようなことです。

今の件、もし何か、服部構成員のほうから一言。

【服部構成員】 今おっしゃった時系列の問題は、確かにそのとおりだと思うんですが、僕は、前回たまたま岡本専務理事が発言した後に、こういう形で発言したので、TBSのこの問題だけを取り上げたように聞こえたのかもしれませんが、その前々回に当たっては、2009年の1月10日に放送されたテレビ朝日の「情報整理バラエティウソバスター」の問題、それから同じく1月15日に放送されたテレビ愛知の「松井誠と井田國彦の名古屋 見世舞」という番組ですが、そういった件に関してもBPOで議論して、そしてホームページ上に出した後に、例えばテレビ朝日の「ウソバスター」は3月31日に、それからテレビ愛知の問題では4月22日にそれぞれ嚴重注意と再発防止の要請を行うというような形で、それぞれBPOが外へ向かって議事録概要を公表し、記者発表をした中においてもこういうことが起きている。

それらに通じて言えることは、総務省が嚴重注意しなければいけないような内容であっ

たのかということです。つまりは、そういう大きな被害が生まれたのかということを考えてときに、例えばテレビ愛知の問題の場合だと、街頭インタビューをするんですが、インタビューをする人を、スタッフが知っていた人を使ってやったという。一般の通行人ではなかったんだということが、テロップと、それからそのときに出た名前を見た人が感じ取って、局へ問題を持ち込んだというだけで問題とされました。確かにそれは真実ではないんですが、それをして真実でない放送だというようなことで、総務省が嚴重注意、つまり行政の行為としてそのようなことをすること自体がどうなのかということの質問だったんですね。つまりは時系列の問題ではなくて、大きな問題、小さな問題、それは確かに区分けするのは大変なのかもしれないんですが、総務省が出てくる話ではないだろうというのが大きな主張だったんです。

【濱田座長】      ありがとうございます。

この件、何かほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。とりあえずはよろしいですか。それでは、とりあえず、以上、私からご報告をさせていただいた後、服部構成員から再度ご意見をいただいたということで、きょうの本題に入りたいと思います。

前回の会合で、視聴者をはじめとする利用者等の基本的権利ということでご議論がございました。そこで、本日の議論の参考ということで、利用者等の基本的権利に関するこれまでの主な意見ということで、今までのご議論、それから関連する取り組み例、そういうものについて資料をまとめております。

それから、資料をごらんいただければと思いますが、本日は、議論の深化ということで予定されておりました最後の会合ということになりますので、アジェンダに取り上げられておりました残りの議題、すなわちクロスメディア所有規制の問題、記者クラブのオープン化の状況、これまで情報の受け手だった国民が自ら発信する側となるための仕組みということについても、ご議論の参考としていただくということで、資料を用意しております。

きょうは、後ほど資料を参考いただきながら、それぞれご議論いただければと思いますが、私から、まず、前回出ております利用者等の基本的権利に関するこれまでの主なご意見というものをご紹介します。

この資料の1ページをごらんいただければと思いますが、そこに、特に総論部分から始めて、出していただいたご意見を整理しております。ここにありますように、総論としては、視聴者の権利というものがしっかりと保障されてこそ、発信者の権利が成り立つというご意見、それから、視聴者の知る権利、広く公正に公平に情報を選択する権利、これ

を少しブレークダウンして議論すれば、守るべきものの本質が見えてくるのではないかと、そういうご意見。それからまた、新しい基本的人権として、あらゆる情報にアクセスできる権利があるということで、放送というものは特定の社に独占されるべきではないというご意見。こういったご意見が、総論的なところではございました。

次に、放送関連のご意見ですが、例えばBPOの役割ということで、不当な放送被害の救済がすべてに優先するというご意見。それから、誤った番組の内容に関して、放送局側の故意、過失を市民が立証するということにはいろいろと困難が伴うといったご指摘もございます。2ページ目をごらんいただきますと、その続きですが、表現の自由などの情報の送り手側の権利と、それによって侵害される受け手側の権利が対立する構造が深刻化しているという状況についてのご指摘がございました。それから、問題となる放送について、全体としてまともな対応ができていないのではないかということ。特に、訂正放送が行われる事例は非常に少ないというご指摘がありました。それから、報道被害を受けた企業が訴訟提起をあきらめた場合に、報道によって誤解させられた視聴者の権利が害されたままになる。それをどう考えればいいのかというご意見。それから同時に、放送被害をどう償うか検討するのは当然として、番組の中身の規制というのは、憲法は禁じるものだというご意見。また、放送による人権侵害については、BPO、それから司法による事後的規制で十分対処が可能であるというご意見。そして、一部の放送局での対応状況ですが、外部委員で構成されるオンブズマン制度を社内に導入して、報道による人権侵害等の問題の解決を図っている事例もある。こういったご意見がございました。

これが全般的なご意見ですが、その中で、3ページ目をごらんいただきますと、この前にもお話がありました、消費者の権利という観点での議論のご参考になるかということで、国際消費者機構というものが出しております「消費者の8つの権利」というものについて、その内容をここにまとめております。上から順にごらんいただければと思いますが、生活の基本的ニーズが保証される権利、安全である権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を反映される権利、補償を受ける権利、消費者教育を受ける権利、そして、健全な環境の中で働き生活する権利、こういうものが「消費者の8つの権利」ということで上げられております。詳細は、右のほうをごらんいただければと思いますが。そして、この次の4ページ目に参考として上げております消費者基本法、これはほんの一部だけですが、先ほどの「消費者の8つの権利」の考え方が、現在の消費者基本法にも、考え方として取り入れられている。この法の基本になっている考え方になっているということだと思います。

これは、消費者の権利の全般的な話ですけれども、これにかかわる、とりわけICT分野における取り組みがどういう形で現在あるのだろうか、そういうことを5ページのところで整理いたしました。ここでは大きく、法律に基づく取り組みと、それからその他の取り組みというものを分けております。ご承知の方も多いかと思いますが、ざっとご説明いたしますが、法律に基づく取り組みということでは、特に苦情処理の義務というのがございます。これは、放送分野ではNHKだけに法律上は課せられている。民間放送事業者については、下のほうにございますが、その他の取り組み、自主的な苦情処理ということで取り組みをしていただいているということで、前回おいでいただいたBPOなど、放送への苦情、放送倫理上の問題への対応というのをやっていらっしゃるということです。

それから、法律に基づく取り組み、苦情処理義務については、通信分野についてもございます。こういった形の制度が現在あるということです。それから、苦情処理も、内容そのものもありますし、サービスの仕方にかかわるものもあるかと思いますが、通信分野では、特に提供条件の説明義務ということで、サービスの提供条件について、法律上の義務づけ、説明義務が課せられているという構造になります。

それから、この法律に基づく取り組みで、放送分野のほうに戻っていただきますと、そこに放送普及基本計画、番組準則に基づく番組編集というのがございます。放送普及基本計画は、情報の多元的な提供あるいは地域性の確保、そういった考え方からつくられているもので、これも広い意味で、視聴者を消費者という立場で考えていけば、かかわってくる制度だろうと思います。番組準則に基づく番組編集というのも、これはそのサービスの具体的な中身にかかわってくるわけですので、こうしたことも、広い意味での消費者としての視聴者という観点から視野に入ってくるテーマであると思います。

それから通信分野ですが、これについては、先ほど苦情処理義務、提供条件の説明義務ということを申しましたが、さらにユニバーサルサービスの仕組みというものが、法律上定められております。これも皆様ご承知のとおりで、通信というのは、今や国民生活に不可欠であるということで、全国どこへでも、地域間の格差なく利用できる、こういうことが制度上確保される仕組みになっているということです。今、通信サービスも随分いろいろなサービス内容がございますが、特に加入電話、第一種公衆電話、緊急通報、こういったところが、こうしたユニバーサルサービスの対象になっているということで、この対象に光IP電話をつけ加えるかどうかといったことも、現在情報通信審議会で検討されていると聞いております。

それから、放送分野の訂正放送制度、今、説明を抜かしましたが、これは前回にもご説明したとおりです。

それから、行ったり来たりで恐縮ですが、通信分野における法律に基づく取り組みは、もう1つ、これも皆様よく目にされることと思いますが、迷惑メールへの対策、それから青少年健全育成を目的とするアクセス制限、こういったものがございます。

迷惑メール対策ということでは、平成14年に特定電子メール法が成立しておりますし、状況を見ながら、少しずつ強化されてきている状況にございます。

青少年健全育成を目的とする有害サイトへのアクセス制限ということでは、平成21年に青少年インターネット環境整備法という法律が施行されております。これで、有害サイトへのアクセス制限のためのフィルタリングの提供義務を課するとか、民間の自主的な取り組みの推進、啓発活動の強化、こういったものが進められているということです。

それから、あと、枠囲いでその他のところで、パブリックコメントの実施ということが書いてございますが、これは、広く消費者の立場からというものも含めて、一般の方々からの意見を募集する仕組み。これは今、広く活用されているわけで、特にICT分野ということではございませんが、ICT分野でも、パブリックコメントというのはよく活用されている手法であるかと思えます。

次に、下のほうに、法律に基づく取り組みではなくて、自主的な取り組みなど例示して挙げております。これも放送分野と通信分野と分けておりますが、特に放送分野の自主的な苦情処理、民間放送事業者によるもの、あるいはBPOによる苦情等の処理、対応、これについてはこれまで何度も議論していただいたかと思えます。

それから、メディア・リテラシーへの取り組みということでは、教材の配布とか講演会の実施などで、民放連あるいは総務省が取り組みを行っているということです。

通信分野のほうでは、これも、先ほどのように、特に青少年の健全育成なり迷惑メール等については法的な担保も設けられておりますが、それだけではなくて、広くインターネットの利用環境整備、あるいは安心、安全に向けた啓発活動、こういったものが、各種の自主的な取り組みとして行われているということでございます。

こうしたICT分野、どうしても私たちが議論するときに、ICT分野とって、非常に狭い目で問題を議論することもあります。広く消費者という立場からも共通していく課題、あるいは広く大きな文脈の中で議論ができるような課題が、このようにあるということでございます。

以上、ざっと利用者等の基本的権利に関するこれまでの主なご意見というものを紹介させていただきました。

あと、資料としてお配りしておりますのが、クロスメディアの所有規制の問題です。これまでこうしたご意見が出されているということで、次のページにざくっとした三事業支配の禁止に関する絵がございます。

それから、記者会見のオープン化ということで、これまで出された意見、それから、現在の記者会見のオープン化の状況についての調査結果、それを資料として出しております。

それからまた、これまで情報の受け手であった国民が自ら発信する側となるための仕組み、そういうものをどのように考えていけばいいのだろうかといったご議論もございました。それについても、ここに資料を、コミュニティー放送の現状、あるいはパブリック・アクセスなどといったことを含めて、いただいたご意見をここにまとめております。

こうした形で資料を用意しておりますので、きょうは議論の深化をしていく、深化をしていくといっても、大変たくさんテーマがありますが、ざくっとそれぞれのテーマについて、きょうさらにご意見をいただければと思っておりますので、ぜひご自由にご議論をいただければと思います。

それで、あまりばらばらということでもあれですので、まず、利用者等の基本的権利に関する問題を最初にご議論いただきましょうか。ここでもかなりいろいろなテーマがありますので、お気づきの点などおっしゃっていただければと思います。

どなたからでも、どうぞ。特にございませんか。

それでは、これが、ある意味ではほかの議論、クロスメディア所有等の問題にもかかわる、一番ベースになる話ですので、そういうものと含めながら、まとめて議論しようかと思えます。まず、個別にそれぞれのテーマについてお伺いして、そしてもう一度全体を通してご意見をお伺いするということにさせていただきたいと思えます。

それでは、クロスメディア所有の話、これも議論をし始めると大変大きな問題なのですが、今の時点でご意見等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょう。こちらも、特に……。きょうは出席者がちょっと少ないですので、ぜひ皆様方、出席をなさっている方がご発言をいろいろいただければと思いますが。

それでは、次に、記者会見のオープン化のところはいかがでしょう。これは、少なくとも上杉構成員には一言いただかないと。

**【上杉構成員】** せっかくのご指名なので。ジャーナリストの上杉です。

記者会見のオープン化の状況についていろいろと議題に取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。原口前総務大臣の時代にも、行政調査という形で、現状の政府会見に関しての調査、その結果をこのペーパーにも書かれているということで、やっていただいたわけですが、きょうもそうですが、実際日々取材している立場から申し上げますと、この表の結果と実際の取材の感触としては、甚だしく温度差があるというのが率直なところですよ。

例えばAのフリーランス、これは制限なしといろいろ言われておりますが、ここに至るまで、途中内閣府に書いてある、例えば仙谷官房長官、この官房長官会見、ただの一度も開いて、そして質問をすることが、フリーのジャーナリストを含め、まだ達成しておりません。あと、菅直人内閣総理大臣の会見も、過去6回開かれたわけですが、そこでは限定的に、実際フリーランス並びに海外メディア、ネットメディアの質問は2回か3回。そのかわり、いわゆる記者クラブメディアというところのメディアの記者は、毎日1日2回、週10回のぶら下がり会見で質問の機会がある。これは、ほかの大臣についても同じように言えるんですが、つまり記者クラブメディアと非記者クラブメディアのいわゆるアクセス権における差別というのは、現在においても続いている状況であります。

ですから、この調査結果に関しては、やっていただいて、非常にありがたいとは思いますが、現状はちょっと遠いのかなと。このままの形で記者会見のオープン化ということ認められてしまうと、通信とかフリーランス、並びに海外メディア、ネットメディアの私どもの仲間たちも非常に厳しい状況になっていくというのが現状で、ぜひともその改善を、この場では決められないとは思いますが、せめてその現状だけでも、ぜひ認識していただければと思います。

**【濱田座長】**      ありがとうございます。

この案件について、ほかにご意見などございますか。これは、このフォーラムでも最初のことに取り上げて、その後、今、上杉構成員からお話ありましたように、いろいろな動きも出てきたところですが、いかがでしょうか。

**【服部構成員】**      今、上杉構成員の話とは少しずれるところがあるんですが、記者クラブと記者室、つまり公的機関が記者室を持って、そしてそれこそ今、上杉構成員がおっしゃった記者クラブ加盟の人たちには十分な記者会見、その他でも接触する、アクセスする回数が多いということをおっしゃいました。記者室を提供していることについて、戦後、大蔵省が、国民の財産を特定の者に貸与することについては、広報をやってくれているか

らという形で、特定の資産を特定のメディア——つまり今の記者クラブに提供しているんだということを大蔵省通達で出しています。

そのことが、今おっしゃったような形で、いろいろな形のアクセス数が増えてくるにしたがって、記者会見の場は少しはオープン化しているんだけど、記者室の占有の問題とどう考えていくのかという問題で、総務省がこういう調査をしたときに、今言ったような記者室の占有についてはどう考えているのかということを知りたいですね。

上杉構成員、その辺、どう思いますか。

【上杉構成員】　　ここでやりとりして、すみません。

記者室、今、服部構成員からお話しされたように、私、最初申し上げたのは、記者会見の部分について申し上げたんですが、記者室に関しては、オープン化に関しては全くゼロ回答。つまりフリーランス、海外メディア、ネット、雑誌のジャーナリストたちは、実質上立ち入りを制限されているという状況です。服部構成員がおっしゃったように、記者室に関しては、昭和33年の大蔵省通達で、報道機関に開放するということがあったんですが、実質上、報道機関の中では差別化され、テレビ、新聞、通信等の記者クラブメディア以外は、そこを使うどころか、立ち入りすらできない。端的に言うと、昨年9月に、いち早くあいた外務省の会見では、外務大臣の会見に出席することは自由にできるようになったんですが、そこの横にある会見室がある記者室というのは、使えないどころか、そこに一步も入れないという状況で、便宜供与の部分で著しい差別をされている。このままいってしまると、ICTでの改革があって、放送、通信を含めた権利保障の部分でも大きな差が出てしまうのかという部分は非常に危惧を感じております。

【濱田座長】　　ほか、いかがでしょうか。

この問題は、当初このフォーラムがスタートした時点から考えると、ほんとにいろいろと動き始めましたので、こういった動きがとまらないようにということで、これからも議論を続けていくべきことかと思えます。

それでは、次にもう1つのテーマですが、これまで情報の受け手だった国民が自ら発信する側となるための仕組みに関して、これまでのご意見をまとめております。ここにあるように、かなりいろいろなご意見をいただきました。これを見ていただきながら、改めてご意見等をちょうだいできればと思います。これは、特に木原構成員がよくご指摘もいただきましたし、中村構成員からもお話しいただきましたが、もし重ねてというご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【木原構成員】 私もほんとうにラジオに長くいるんですけれども、長くいて感じるのは、このごろリスナーから寄せられる反応が非常に変化しているということなのです。それは何かというと、とてもしっかりした意見や、しっかりした反応を、きちっと出してきてくれているという感じがしています。

要するに単なるリスナーというか、ただ聞いているというだけではなくて、番組を一緒につくっている参加者というような気持ちを持ってくれていると感じています。これは、私たちのような小さなラジオだからかもしれないのですが、こういうような身近なやりとりこそがほんとうは必要なのではないかと思います。これを大事にしていきたいなど。これはクロスメディアなどにもかかわるかもしれないけれども、こういう媒体を大事にしていかなければいけないと思っております。

それと、ただ、今、足りないと思うのは、地方における様々な問題解決の場と申しますか、そういうものがないと思います。BPOさんのお話も伺いましたけれども、みんな何でもかんでもBPOにすべてを押しつけるのはちょっと申しわけないという感じがしております。地方における問題解決や議論の場が、必要なのではないかと強く感じています。地方の放送人が、真剣にそういうようなことに取り組んでいくべきだと思います。方法については、資料にある、韓国のパブリックアクセスの例（視聴者の番組制作に基金からお金が出る）などはすごいと思うんですが。また、これまでの意見の中には、情報センターをつくるとか、受信料をあてるというようなことも出てきましたけれども、地域では、NHKも民放も一緒になって前向きに考えていかなければいけない時ではないかなと思っています。

【濱田座長】 ありがとうございます。

中村構成員、よろしいですか。

【中村構成員】 私は、この資料の2ページ目のパブリック・アクセスのところ、おそらく2つ目の丸は、私が発言したことを踏まえての記述かなと思うんですけれども、ここではパブリック・アクセスなどの切り口でまとめているんですけれども、その趣旨として申し上げたかったことは、国民が受信したり発信したりする機能、機会を保障したり、拡張したりしようとするのであれば、国民が使うメディアの整備、あるいはそのメディアの拡張、全国的に拡張していくというのが最も効果的ではないかと、私は考えておまして、したがって、この会議でもいろいろと議論してきた、表現の内容のルールをどうするのかということと並んで、新しいメディア、ネットワークをどのように整備して

いくのかというのが、今もなお非常に重要であるということ、取りまとめに当たって明らかになるようにお願いしたいと思います。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【河合オブザーバ】 静岡朝日テレビ、河合でございます。

地方でBPOがどういう活動をしているのか。前回十分ご論議あったと思いますけれども、残念ながら、地方の市民がBPOの実態を十分理解していないのではないかと感じております。したがって、ネットでいろいろ情報は伝えているとおっしゃっていましたが、BPOの機能や活動を、地方でBPOの方々和我々メディアが一緒になって、もう少し本質的な啓蒙と周知活動をしてゆく必要があるかなど。我々も当然メディアとして、BPOのありようについてしっかり把握して、放送事業者としての立場でいろいろな問題に自主的に対応していくべきだと思っております。BPO自体の活動は、中央では十分機能していると思いますけれども、もう少し外への活動、要するに地方の市民に理解していただけるような活動があれば。これは、市民との接点という意味で、論議をしていただければと思います。

【濱田座長】 ありがとうございます。

【服部構成員】 今の問題についてですが、直接市民に語りかけるというのは、BPOの青少年委員会が、特に中学生を呼んで、どのようなテレビ番組がいいのか、あるいはどういうことがあるのかというようなシンポジウムというんですか、フォーラムを年に何度か開いて、テレビ局によってはかなり取り上げてもらったりして、それは広報されていると思うんですね。

そしてあと人権委員会のほうは、前回もちょっと議論になりましたけれども、人権という権利関係の判断を行っているので、なかなか外に出て行くということではなくて、みずからの判断を示すという形になっていると思うんです。

それで、放送倫理検証委員会は、来月11月に大阪で在阪の放送局の方たちとのBPO活動についての検討会を開くということが予定されているんですが、ただ、直接市民の方たちに開かれているかということ、なかなかなくて、それは各テレビ局、NHKや民放各局、それからラジオ局を通して……。BPOの宣伝が、最近、夜になるとものすごく多くて、コマーシャルが入っていないから、BPOを流しているのかなと思えるぐらい。自分で聞

いていたり、見たりして、何かむずがゆくなるような感じなんです、ああいうことでBPOというのは知られていっているのかなと思うんですが。

ただ、一方で、地方局へ行ってみると、BPOというのは総務省と同じなんだという認識がものすごく強いんですね。公的な機関ではなくて、民放とNHKが自主的につくった組織であるという点を、どう認知してもらうのかということは、我々の課題でもあるんですが、つくってくれた民放各社の民放連、それからNHKの広報の在り方という表現はおかしいんですが、そのことを表現していただきたいなと思います。

**【濱田座長】** ありがとうございます。

今の点、さらに何かご意見ございますか。この点は、よろしいですか。

それでは、ほかの論点でも、国民の側からの発信の仕組みということで、何かさらにご意見いただければと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、一わたり各テーマについてお伺いしましたが、今度は全体を通して、どの角度からでもご意見をいただければと思います。先ほど申しましたように、利用者等の基本的権利に関する考え方というのは、これはそれぞれのテーマにもかかわってくるものと思いますし、そういう意味では、全体合わせて大きな目で議論をするということもすばしいのかなと思っております。いかがでしょう。どういう角度からの切り口でも結構です。

どうぞ。

**【嶋オブザーバ】** きょうはそろそろ発言してもいいかと思って、発言させていただきます。

最初の、情報にアクセスできる権利ということをもう少し深めていただけるといいなと思っております。といたしますのは、ICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムということですので、より進んだ形で議論をしていただくという。例えばフィンランドという国がありますけれども、前にも少し申し上げましたが、フィンランドは、国民が完全に情報にアクセスできる権利を保障するというのを立法化しました。それは、今、例えば医療とか行政サービスとか、そういうものを、だれもが必ずアクセスできるようにするものをつくるんだと。具体的に言うと、ここは放送だけしか書いていませんが、通信も含めて、ブロードバンドをきちんと整備してやっていくことが、国の果たす情報アクセス権であるという、そういう先進的な事例がございます。せっかくのこういう場がございますので、この情報アクセス権、放送とだけ書いてありますけれども、放送、通信も含めまして、ぜひともご議論をいただければと思う次第でございますので、よろしくお願

い申し上げます。

それから、オブザーバはあまり発言してはいけなくて、代理はもっと発言してはいけないみたいな指導があるようですので、ここは権利保障なので、どこまでオブザーバは発言する権利があって、代理は権利があるのかということを確認させていただく。今まで遠慮して、そろそろいいかなと思って発言しておりますので、よろしく。うちの指導を受けたスタッフ、びくびくしながら、私に言っていましたので、よろしく願いいたします。

**【濱田座長】** ありがとうございます。

最初のころにも、私からちょっと申し上げたかと思いますが、基本的には構成員の皆様方に議論はしていただくということですが、やはりそれだけの議論よりは、幅があったほうがこちらもいいわけですし、構成員の方々からそうご意見も出てこないときには、今のようにはぜひご発言をいただければと思います。それから、どうしてもというときは、もちろん割り込んででもご発言いただいても結構です。

いかがでしょうか。きょうは、嶋さんにもっとチャンスがあるかもしれないですね。構成員の皆様から、何かございませんか。どうぞ。

**【服部構成員】** 皆さんの意見がないようなので、僕ばかりしゃべるようになりますけれども、公平な権利というんですかね、その点を、例えばラジオで考えてみると、ラジオ局、地方の民放ラジオ局が免許を返上するという出来事が、つい最近ありました。そうなってくると、ここには選択する権利とありましたけれども、それが1つ減っていくわけですね。そうすると、例えばかつて郵政省時代、80年代に郵政省だった、その放送行政の中で、全国テレビ民放4局化構想というのがあって、それぞれ4つずつ、各県単位ごとに置いていくんだということで、平等を図るということがありましたけれども、確かにある程度までは意味がありましたが、それはすでに果たされたと思うんです。

例えばラジオで考えてみたときに、僕は神奈川県に住んでいるんですが、東京のラジオ放送はほとんど聞こえない。ニッポン放送の音とNHKがまあまあ聞こえて、TBSと文化放送は全然聞こえないところにいるんですが、そうすると、radikoで聞くと、民放のものも聞けるわけです。NHKは入っていない。著作権の問題とか、コマーシャルの問題とか、いろいろなことがあるでしょうけれども。例えばそういう点でいうと、韓国からの留学生を見ていると、韓国のラジオ放送をみんな聞けるんですね。あるいはテレビ放送も見られるんですよ。iPhoneのようなもので見ているんですね。

そういうようなことを考えていったときに、通信のチャンネルの中にそういうものがど

う入っていくのかというときに、規制とか、あるいは援助とかの問題なんですが、先ほど中村構成員のおっしゃるように、法規制によらない援助とか、あるいは法規制によってパブリック・アクセス・チャンネルを義務化するアメリカの制度とか、そういう点をきちっとやっついていかないと、いわゆる自由競争の中で破れたメディアは退場するという事になったときに、そのメディアは確かに退場するのはいいんですが、そこでその情報に親しんできた地域住民というのか、そのエリアの人たちにとっては大変なことになるわけで、そうしたときに、公的な支援とか何かという形での平等なものというもの、これは、最近はそんなになくなってきたので、かなりかなりきていますけれども、例えば北欧の各国で、ある新聞を援助するというんですか、厳しい経営のところ補助金を出していくみたいな、そういうようなシステムというのも、ある意味ではこの基本的な権利というような形で、公平というところはちょっと考えていかなければいけないところになってきたのかなと思うんですね。

**【濱田座長】** 今、情報にアクセスできる権利というものを、少し実質的にいろいろ考えてみたらどうだろうかということでご意見が出ていますが、ほかにいかがでしょうか。これは、メディアの在り方とかだから、音構成員に少しご意見を伺ってもいいですか。

**【音構成員】** 音です。

これまでの議論を少し振り返りますと、特にパブリック・アクセスについていえば、歴史的に見るとコミュニティとの関係の中で出てきたわけですが、近年の通信技術の発展との関係で随分とパブリック・アクセスを取り巻く状況が変わってきたと言えるのではないのかなと考えます。

先ほどの木原構成員のお話でも、地域社会とのかかわりの中で、住民の声、小さな声をより表現できるような場所にしていこうということで、パブリック・アクセスが出てきました。ここに出ておりますアメリカの事例に関しても、一方でケーブルテレビの自由競争が進み、事業的に非常に活性化しましたが、もう片方で、制度的にはパブリック・アクセスを用意しようということになりました。政策的には、ある種の両輪といいましょうか、両方が展開されてきたと思います。

そのことでいうと、考えなくてはいけないのは、1つは、コミュニティの中で多様な意見が出るような仕組みになっているのかどうかです。先ほどの服部構成員のお話の中にありましたが、例えば、いま、アメリカで新聞が厳しい状況にあり、特定のエリア中の新聞の種類が減ることによって、多様な意見というのが減っているですとか、メディアの環境

監視機能が弱くなっているということが随分と指摘されておりますけれども、そのあたりに対する、先ほどの中村構成員からご案内あったような形での支援の可能性というのは考えてみる必要はあるでしょう。

ただ、それと一緒に、パブリック・アクセスのもう一つ形態として、最近、特にインターネット等々を用いて出てきているエリアを越え特定の層などを対象にしたもう少し広い形でのパブリック・アクセスをも、同じフェーズで議論できるのかどうか。ここはちょっと注意したほうがいいのではないのかと、先ほどのお話をお聞きして思いました。当然そこでは、特定の地域内でのパブリック・アクセスとは異なり、テーマ・内容による問題ですとか、ある種、顔が見えないがゆえに起こる問題というのが起こると思いますので、同じ市民からの発信ということでも、ちょっと一緒にしにくいところがあるのではないのかなと思うのです。私自身はもちろん、パブリック・アクセスというようなものに対して非常にポジティブにとらえているのですが、以前、私のご報告の際にご紹介させていただきましたように、例えば中海テレビというように日本の現状でもうまくいっている事例もあります。ところが、もう片方で、今の状況では、パブリック・アクセスを成立させるために足りないものも随分あるでしょう。そういうところに、ある種の政策的な筋道をつけてあげるといことは、もう少し検討ができるのではないかということをおもいます。

以上です。

**【濱田座長】**      ありがとうございます。

少し議論が深まってきたような気がしますが、このあたりは……。中村構成員。

**【中村構成員】**      先ほど服部構成員からradikoの話が出まして、ラジオのIP配信ですけども、私も理事として実験にかかわっております、そうしたサービスをどうすれば全国に広げられるのだろうかとか、エリアを拡張するにはどうしたらいいのだろうかという議論はしているんですが、どちらかという、それは規制の問題というよりも、著作権であるとかビジネスモデルの話でありまして、言ってみれば産業構造の話になっておりますので、そういった議論も、規制のアプローチで考えるよりも、ひょっとすると経済政策とか税制とか、そういったことを考えなければいけないのかもしれないなというところに来ているのだろうと思っております。

それから、それをなぞらえて言いますと、最初の利用者等の基本的権利に関するこれまでの主な意見の最後のページ、5ページ目についておりますICT分野における関連する取り組みの例を、全体ざっと眺めてみますと、そういう意味でいうと、制度論やルールの

話が多く並んでいるんですけども、こういうものに対するアプローチというのは、ほかでもいろいろあって、もちろん制度やルールで解決していくもの、あるいはフィルタリングの開発などの技術で解決していくというアプローチもあれば、最後のほうに出てきますようなリテラシー教育、教育で解決していきましようというアプローチもあろうかと思えます。それぞれのアプローチによって効き目も違いますし、短期、中期、長期の政策レンジも違ってくるものだろうと思えます。私は、個人的には長期的な効果は教育とか啓発活動が一番効くだろうと思っておりまして、まとめていくに当たっては、そのあたりを整理しながら、あるいはこのあたりにもっと力を入れていくんだということを、めり張りをつけていくということが必要かなと考えました。

以上です。

**【濱田座長】** ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。今、少し話題が流れておりましたが、別の観点からの切り口でも結構でございますので、ご意見をいただければと思います。ほかにはございませんか。

どうぞ。

**【木原構成員】** ラジオの話になったので、ラジオは今、変わる時期だと思うんですね。一方ではネットとの融合がどんどん広がっていきつつ、一方では地上波のラジオがなかなか聞かれなくなっている。若い人たちが、ラジオって何で聞くの？ みたいな感じになったりして、なかなかつらいというところもあるのです。デジタル化の問題というのも、すぐに目の前に来ているんですが、それについての方針が全く見えなくて、私たちもどうしたらいいのかと非常にちゅうちょしているというのが現状です。

また、経済の疲弊が現場にもおよび、ラジオの現場などはだんだん社員が一人もいなくて、全部下請になってしまっているなど、かなり厳しい状態にあります。そのような中では、例えばいいスクープをしようと思っても、これはしないほうがいいのではないかと、自分で抑えてしまうとか、そういうようなことにも結びつきかねない。これは、何とかしていかなければいけないと思っています。

**【濱田座長】** ありがとうございます。今、ほんとにメディアがいろいろな形で出てきていますし、情報環境が、ある意味では非常に豊かになってきているわけですけども、その中に一つのポリシーがあってというか、それは国民のほうがしっかり考えなければいけないことだと思うんですが、そういうものをしっかり考えて、こういうものが望ましいというような。何となくマーケットに任せられている部分というのは、随分ありますね。

ですから、一方ではほんとにマーケットというレベルで浮かび上がってくるものと、それから、マーケットだけにゆだねては担保できないもの、そういうものをしっかり考えなければいけない時期なのではないでしょうか。あまり考え過ぎると、メディアの発展というのが抑えられてしまいますからね。どこまで仕組みをつくるかというのは大変難しいところですが。そこは、ある部分は試行錯誤しながら、かなり主体的に選択をするということを考えていかなければいけない時代なのだろうと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

**【嶋オブザーバ】** 遠慮しながら、手を挙げています。

以前のこの会議で、30年先、50年先というのを見ながら議論していただくとありがたいという話をしたので、30年先の私どものほうから見るメディアというか、情報というか、国民側の情報という話をします。

例えば今、大体3万円ぐらいのiPhoneなどの端末に保存できる可能なコンテンツは、新聞だと4年分です。楽曲ですと、6,400曲です。それが、2040年、30年後ですと、新聞ですと3.5億年分できるようになります。3.5億年です。楽曲ですと、5,000億曲になります。そして、1秒でダウンロードできるのは、現時点では楽曲ですと1曲が限界です。1秒のダウンロードですと、新聞だと4分の1日分が限界です。同じように予測しますと、2040年ですと、1秒で300万曲ダウンロードできます。新聞ですと、2,000年分ダウンロードできます。

そういうことが将来来るんだという発想からいきますと、これはたしか記者クラブのときもお話したと思うんですが、もっと取材して、もっと報道をきちんとする人が、今から出てきてもおかしくないわけで、だから、間口を広げるべきだと言って、記者クラブの話も発言していたわけであります。

それから、受け手であった市民も発信主体としてマスメディアと共存できる仕組みを検討すべきというのもそれでございます。要するに、今は受け手だった市民も、共存できる仕組みをどんどんつくっていかないと、この時代に不整合が起きるという状況である。国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムですので、そういう観点からこれをいろいろな議論をしていただいて、そして先ほどの情報アクセス権というもの、そういう観点からいろいろな整備をしていただく。それが、この国の30年先、50年先のメディアというものの在り方を考える方策ではないか、道筋ではないかと思っている次第でございます。

**【濱田座長】** ありがとうございます。すごい数字ですね。

一方では目の前の人権侵害をどう救済するかというテーマがあり、他方では、今お話のあったような、かなり先を見通した制度設計と言うと大げさですが、一つの考え方の整理というのにも必要になっている時代だと思いますし、これは広くフォーラムという緩やかな形での議論の場ですので、いろいろな角度から、目先といいますか、非常に身近にある問題と、これからずっと先を見通したテーマと両方議論していただいておりますのではないかと、私は思いますが。

ほか、ご意見はどうでしょうか。どうぞ。

【宋戸構成員】 東京大学の宋戸でございます。

今、座長がおっしゃられた、一方で人間の表現の可能性が非常に広がってくる、また、嶋オブザーバ代理からご紹介のとおりですけれども、表現の可能性が今後広がってくるといふことと同時に、現在直面している権利侵害の問題とを両方考えたときに、やはり結節点になるのは、現に表現をしている人の自由であり、あるいは表現活動をどれだけ社会全体としてエンカンレッジしていくかということが、やはり一番究極的な問題なのではないかと思えます。

必ずしも表現をしたいという一般の国民の方をおとしめるという意味ではなくて、現に表現を受け取りたいという方もいる。それから、非常に多くの情報が流れていく、発信できるとなったときに、しかし、国民の時間は1人当たり24時間と稀少ですから、時間がない中で、その表現を、国民か、あるいはメディアに勤めている方かもしれませんけれども、それを加工して、国民の選択を可能にするような表現をしていく人が必ず必要になる。現段階では、メディアに勤めている方、あるいは、きょう重延構成員がおいでにならないですけれども、広い意味での番組制作にかかわっている方であるとか、表現者の方が、今まで独占的に担ってきたのが、だんだん広く開かれていく、そういう過渡期にあるのだろうと思っております。そうなったときに、表現をする人が、個人の単位のレベルで、できるだけ自由に表現ができる環境を整えていくということが、非常に重要ではないか。

それから、先ほど木原構成員がおっしゃられたことだと思いますけれども、現在、視聴者の方から非常にしっかりした反応が返ってくるということは、今まさに過渡期の中で起きている、非常に前向きな方向への変化であるだろうと思うのですね。権利侵害の問題についても、例えば放送事業者の方に、放送番組について、何かいろいろな苦情があったというときに、現在苦情処理という言い方で資料が出てきていますけれども、これは必ずしも苦情としてとらえる必要がない。権利侵害の場合はもちろん苦情ですけれども、その番

組の内容について、もっとこうした方がいいのではないかというような、ありがたい批判だと前向きにとらえていただいて、現場の記者さんや、番組制作にかかわる人が萎縮することのないように、BPOもそうですけれども、事業者の方でも取り組んでいただくということが、現段階で非常に重要なのではないかと考えております。

【濱田座長】      ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

議論の深化ということ、この間やってまいりましたが、議論の深化ということで予定されていたテーマ、これで一通りは済ませたということになります。先ほどもちょっと申しましたが、ここで扱っているテーマは非常に幅広いものですし、時間軸からしても、テーマ軸からしても、非常に広がり大きいものですから、なかなかそれぞれのところをぐっと深めるという議論にはなりにくいところがございます。例えばクロスメディア所有の問題にしても、これをしっかり議論していこうとしますと、これはもう相当詰めた時間が必要だろうと思います。ただ、逆に、このフォーラムとしては、大きく視野を広げて、いろいろなテーマをとにかく論じておこうということで、その結果として、先ほどのような記者会見のオープン化のような話も、こうした場をきっかけとして少し議論も広がっていったかと思っています。

ただ、同時に、全くコアがなかったかということ、そうではなくて、やはり言論の自由を守る砦という、そういうお話がずうっとございましたし、そういうコアの部分は、皆さんで共有をしながら、これまで議論をしていただいたのではないかと考えています。その点に関して、大体こんな感じかなと思っていますのは、今ちょっと申しましたが、砦というのが、何か一つの機関、組織があれば、それで自由というものが担保できるというわけではなくて、事業者あるいは関係の団体、それから行政機関、さらに視聴者も含めて、さまざまな主体がいろいろな形で取り組みをしていく。そういう全体像として自由を守る仕組みというものが形成されていく。そういうイメージを、皆さん方だんだん持っていらしたのではないかと考えています。

そういうことでは、議論のテーマはかなり幅広く広がっているわけですが、そしてまた言論の自由の砦という言葉は、浮かび上がったり、しばらくは議論しなかったりといういろいろあったと思いますが、それぞれの幅広い中の一つ一つの取り組みが、言論の自由というものを、全体として構造化していくといえますか、自由の仕組みというものを形成していく、それぞれのピースになっていくのだらうと思います。そういうことで、先ほどもちょ

っと申しましたように、このフォーラムでは、それぞれのテーマについてはなかなかしっかり深めていくということにはできないのですが、逆に幅広いテーマを取り上げて、全体像として言論の自由を守る仕組みというものを浮かび上がらせていく。そういうことが最終的にできればいいなと思っております。

それで、一つその中で、いわば念押し的にやっておいたほうがいいのかと思っておりますのは、特に事業者自身による自主的な取り組みということについては、これは相当時間を割いていただきました。かなり時間を割きましたが、取り組みが重要であるということはそうなんだけれども、他方で、そこには限界があるのではないか、そういったご意見もあったかと思えます。ただ、それはある意味では現状の取り組みというものを前提にした評価ということですので、少しこれからの先を見通してということで、そうした自主的な取り組みということ、これが、先ほど申し上げましたように、言論の自由というものを考えていく際の重要なピースになるわけだと思えますが、そういう自主的な取り組みを進めていくというときに、次のステップでどういうことをそれぞれ考えていらっしゃるのか、そういうところにも少し視野を広げて、最後の詰めの議論もしておきたいと思っております。

通信の分野は、特に違法・有害情報とかプライバシーとか、そういったところで、別の研究会でもかなり細かな議論も行われております。以前に行われた議論などをベースにしながら、先ほどご紹介したような通信分野における、例えば迷惑メールに対する規制とか、あるいは青少年保護に関する対応とか、そういうものが進められてきているわけですが。ですから、通信のほうはそういう形でそれぞれに議論が進んでいるということで、このフォーラムの中でも、わりあい深まった議論はなかったと思えます。どちらかという、主には放送というものをベースにして議論が行われてきました。

それで、自主的な取り組みの問題をこれからどう整理していこうかと思ったんですが、これまでのご意見も踏まえて、もう一度放送事業者ご自身あるいは民放連、さらにこれまで二度来ていただきましたBPO、それぞれこれからどういう取り組みを予定されているのか。今までの取り組みはご説明いただきました。次の取り組み、次の展望というものを説明いただくということが、全体像としての言論の自由というものを考えていく上で、私たちにもしっかりした材料を得られるだろうと思っております。

そんなようなことをちょっとあれこれ考えて、これから全体の取りまとめというものもやっていますが、その大きなピースになる自主的な取り組みの話、しかもその次のス

テップという部分について、少し追加的にご意見を、今申し上げたようなところから伺おうかと思っております。この点について、何かもしご意見ございましたらいただければと思います。いかがでしょう。次からはまとめをやり、まとめの中で、さらに不十分なところは議論していただくこととなりますが、それに入るところで、自主的な取り組みの次のステップというものについて、ご見識と申しますか、そういうものを伺っておこうかと思っております。いかがでしょう。

【丸山構成員】 先日BPOの事務方の人とお会いしたときに、「総務省は民間という名前を冠につけた規制機関をつくりたいのではないか」というふうにおっしゃってました。砦とかFCCとかいう言葉が出て、放送法の改正案等が議論される中で、そういう受けとめをされたBPO関係者がおられるということは、私自身ちょっとショックだったんですけども。その意味で、前回BPOの方に来ていただいて、BPO自身の現状認識とか、危機意識とか、将来こういうふうにしていきたいというような将来構想、もっと言えば、正常な機能をBPOが果たすためには、どういう環境をつくってもらいたいかというようなお話をぜひ伺いたいなと思っていたところ、何となく過去の事例を中心とした議論で終わってしまい、残念でした。座長ご提案のとおり、BPO、それから民放連、来ていただけるのであれば、現状認識や今後の取り組みなどについてお話を聞きたいと思っております。

【濱田座長】 ありがとうございます。

では、服部構成員。

【服部構成員】 BPOのことが出たので、一言だけ言っておきますが、BPOはあくまでも自主的機関であって、法的に何かを付与されるとか何かという組織では一切ありませんので、その辺は誤解があると、なかなか次の議論に進まないと思うんですね。

それで、先ほど濱田座長がおっしゃったことについてなんですが、将来展望について、BPOは何かあるのか。それはいろいろな議論があるかと思いますが、民放やNHKや、あるいは通信の事業者が将来展望するとき、最近ものすごく気になるのは、ビジネスモデルに成り立たないと、2013年まで、例えばNHKのビデオ・オンデマンドが撤退するとか、そういう話がすぐ出てくるんですね。つまりそういう経営の論理とかお金の問題で、例えば前の大臣の原口さんがおっしゃったような、自由を守る砦の議論をするときに、それはふさわしくないのだろうと思うんです。

そのときにぜひやってほしいのは、文化遺産とか、あるいは文化事業としての通信や放

送の事業という側面と、それから経済的活動をしている側面というのをきっちり分けていかないと、すべてビジネスモデルにそぐわないからどうなんだという議論でもっていく。経済成長、市場の原理でいくと、確かにビジネスモデルでいくわけですね。例えばアメリカのケーブルテレビの、1970年代にもものすごい右肩上がり加入者が増えてきたのが、90年代後半あたりから、特にここ21世紀になってから、ケーブルテレビの加入者が右肩下がりで、急激ではないですが、徐々に下がって、いわゆるYouTubeみたいなネットへ移動しているわけですね。そういうような動きの中で議論していくと、それももちろん必要なんですけども、どのようなものを次世代に引き継ぐのかみたいな、ものすごく大きな文化的側面をよりとらえていかなければいけないのではないかなと思います。

【濱田座長】　　そうですね。

どうぞ。

【上杉構成員】　丸山構成員からBPOの前回のお話が出たので、ちょっと触れておきたいんですが、過去の案件のBPOのことをおっしゃったということなんですが、実際私自身も危惧に思うのは、現状でも各放送事業者がみずから自主的に、放送された側の人権を回復するというのは行われていないのではないかとこのところがあります。

例えば現状で伺いたいのは、厚生労働省の村木局長、彼女の報道に関して、今現在は何もしていませんが、当初はあたかも有罪が確定したかのような放送がずうっと続いていましたが、それに対して、彼女の人権侵害回復というのはされたのか。自主的に行われたのか。村木局長は、無罪が決まったときの記者会見で、一つだけ言わせてくださいと。検察の報道、検察リークの報道について、これを報道するなということも申し上げません。ただ、検察側の報道をしたときに、私の言い分も当時一言でも、1秒でも取り扱ってくれたら、今と違った状況になったのではないかと。そういう意味では、報道機関にそのあたりの猛省を求めるといふ発言をされていますが、これに関しては、1社たりとも放送業界は扱っていない。カットしている。やはりそういう形で、都合の悪い部分はカットするというので。村木局長が、BPO事案として、放送4条に基づいて訂正放送を求めるとか、そういうことはまだやっていないと思いますが、やはりそういうことをされる前に、みずからそのあたりを謙虚に向き合うことが必要なのかなと。

さらには、現在行われている小沢一郎さんの報道に関しても、村木局長に置きかえれば、全く同じような感じで、現在推定無罪でありますから、そのあたりを、あたかも有罪判決が決定したかのような放送をしていると、同じような事故を起こす。つまり教訓が生かさ

れない可能性があるのではないか。そのあたりを、BPO並びに各放送事業者のいわゆる自己判断というのをもう少し具体的に調べていくというのを見たいなと思います。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょう。どうぞ。

【宋戸構成員】 次回NHK、民放連、あるいはBPOに、今後の前向きな取り組みをぜひご説明いただきたいと思いますが、特に民放連の場合、民放連としての全体の取り組みもあると思うのですけれども、個社の中で現に非常によい取り組みをされているところもあったり、あるいはこんなふうに改善していくとか、改善されていこうとしているといった動きなどもあるのだらうと思うのです。ぜひ、そういうものを具体的に上げて報告していただいて、あるいは民放連の中で共有していただくことが、おそらく一番前向きなお話になるのではないかと思います。時間は少ないかもしれませんが、できればそういう点にご留意いただければと思っております。

【濱田座長】 ありがとうございます。

それぞれご指摘をいただきましたが、そういうところを少し含めてお願いしたいと思っておりますが、ほか、何かこういうところをとすることはございますか。よろしいですか。

それでは、今、構成員の皆様からご意見をちょうだいしたようなところを含めて、今後の取り組み、それから、それは当然今の取り組みの不十分さというのがベースになるということかと思いますが、それについて伺いする機会を、できれば設けたいと思っております。これからのお願いですので、どういうふうにご回答があるかわかりませんが、そういう方向で、これからの進め方を考えていきたいと思っております。

それから、先ほどもちょっと申しましたように、これから取りまとめの段階に入ります。かなり幅広い議論をしておりますので、それぞれについてとことん突っ込んだまとめ方というのはやりにくいと思えますし、こういうフォーラムという形ですので、何か特定の方向に明確にということは、すべてしっかり出るということではないかと思っておりますけれども、そういう形の取りまとめの方法というものを少し考えたいと思っております。それで、次回に自主的な取り組み等についてご説明いただくのとあわせて、そうした取りまとめについても少しずつ、まず第一歩を始めたいと思っております。そうした進め方、少しこれから検討してみますが、この点は、私と座長代理あたりで検討してということでお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【濱田座長】 ありがとうございます。それでは、皆様方の議論を全体としてどうまとめるか、なかなか苦しいところなんです、これから少ししっかりと考えてみたいと思います。

以上で、予定しておりました本日の議事は終了でございますが、何かございますか。よろしいですか。

次回会合の予定については、事務局から別途ご連絡させていただきます。

これで、第9回の会合は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上